

国家戦略特区ワーキンググループ ヒアリング（議事要旨）

（開催要領）

- 1 日時 平成27年2月20日（金）9:32～9:50
- 2 場所 永田町合同庁舎7階特別会議室
- 3 出席

<WG委員>

- 座長 八田 達夫 アジア成長研究所所長
大阪大学社会経済研究所招聘教授
- 委員 阿曾沼 元博 医療法人社団滉志会瀬田クリニックグループ代表
- 委員 鈴木 亘 学習院大学経済学部経済学科教授
- 委員 本間 正義 東京大学大学院農学生命科学研究科教授

<関係省庁>

- 朝川 知昭 厚生労働省雇用均等・児童家庭局保育課長
- 山本 大作 厚生労働省雇用均等・児童家庭局保育課係長
- 米澤 祐介 厚生労働省雇用均等・児童家庭局保育課主査

<事務局>

- 内田 要 内閣府地方創生推進室長
- 富屋 誠一郎 内閣府地方創生推進室長代理
- 藤原 豊 内閣府地方創生推進室次長

（議事次第）

- 1 開会
- 2 議事 「地域限定保育士」の創設
- 3 閉会

○八田座長 どうぞ、引き続き。

○朝川課長 地域限定保育士についてです。これは公開でも原則構わないのですが、もし個別の都道府県とかの話になったら、ちょっとまた御相談です。

資料を配付させていただいておりますが、まず3枚目を見ていただいて、これは保育士確保プランというものを、ことしの1月14日、予算編成の日に厚生労働省から公表させていただきました。そのときに保育士試験2回の話盛り込んでおまして、このスケジュール表ですけれども、真ん中ら辺、青いところの一番上に「保育士試験の年2回実施の推進」と書いてあります。これは28年度からとなっているわけでございます。この1月14

日の時点では、地域限定保育士の2回目の試験も、そうでない普通の2回目の試験も28年度から実施するというのでこのときは考えて、このように公表しています。

その後、少し検討を重ねまして、1枚目でございますけれども、27年度に1年前倒しをして地域限定保育士の試験をできないかという検討を進めております。これは私どもの大臣からも強い指示を受け、そのように今、始めているところでございます。

いかに27年度に地域限定保育士試験を組み込むかということを考えてつくったものでございまして、下の青いところですが、10月に筆記試験をやる、これは1回目と言うと実技試験を実施している時期に相当しますけれども、ここに2回目の試験である地域限定試験の筆記試験を持ってきて、12月に実技試験をやる。合格通知は年明けて1月と。そうすると、登録がその後、少し時間がかかるのですけれども、4月の就職に間に合うような形で資格を得ていただけるのではないかと、こういうスケジュール組みをしているところでございます。

そこからさかのぼりますと、受験申請とか周知といった問題が出てまいります。実は、8月、10月とかなり接近してやりますので、この4月の1回目の試験の申し込みの時点で、10月に地域限定の試験をやりますよということはある程度広報する必要があると思っております。しかしながら、この4月の時点では法案が通っておりませんので、恐らく通るのは5月、6月、場合によっては7月になるかもしれませんが、6月ぐらいには通ってもらわないと困るのですけれども、法律が通ったらこういう形で試験をしますよという広報を、この4月の受験申請のときの手引というものをつくるのです。それは印刷の時期がもうそろそろ来ているのですけれども、そこに入れ込んで周知をしたいと。

あわせて、4月の申し込みの手引の中には、当然1回目の申込用紙が入っているのですが、地域限定試験についても事実上の申込用紙みたいなものを入れて、受験希望の有無の確認の紙を入れて、そこで2回目の試験を受けるかどうかの意思確認をしたいと思っております。そうすることによって、法律が通ったら速やかに正式な申請をしていただけるような、そんな流れで27年度にやりたいと思っております。

このときに、少し無理をしたスケジュール組みになっていますので、留意事項があるのですけれども、1つは、去年もあったのですが、去年8月の1回目の試験で台風が来て、西日本のほうは実施できなかったので10月に再試験をやっています。もしそういうことが起きたら、10月の再試験と地域限定保育士試験は同日に試験をやるという形になります。例えば、1回目の試験が台風で流れたら、10月に再試験をやるのですけれども、同じ日に特区試験をやっていると、そんな感じになります。もし10月に台風が来て実施ができないと、余り想定されないとはいえますけれども、そういうことが起きたら、この試験については再試験はしないという条件つきで実施をしたいと思っております。

あと、これはメリットのほうですけれども、試験の直前に受験対策講座みたいなものを開けば国庫補助を検討したいと思っております。これはメリットです。

もう一つのメリットとしては、合格をした後、保育士証の交付まで少し時間がかかりま

すので、その間、就職活動ができるように、仮の証明書みたいなものを発行していただいて、それをもって就職活動ができるようにするという特例的な取り扱いをしたいと思っています。というのが、27年度について、今、検討している内容です。

あとは、この27年度のスケジュールに乗ってくるかどうかの意向の確認をする必要があると思っています。それを今ちょうど聞いている最中です。

28年度以降の話を上申しますと、実は、8月というのは台風の時期で、できれば時期をずらしたいと思っています。1回目の試験を28年度以降は5月に持ってきたいと、早目に行いたいと思っています。今は右側の黒い箱四角のところを説明していますが、2回目の試験は10月にやると。28年度からは、この10月には特区試験もやるし、県の選択で通常の2回目の試験でもいいという両方選べるような形で28年度以降はやっていきたいと。

その際、特区試験のほうにどういうメリットをつけるかですけれども、先ほど申し上げたメリット以外にもう一つ検討しておりますのは、この実技試験について、実技試験にかえて実習ないしは講習、それにかえられる措置を制度的に検討できないかということを考えており、28年度からはそういうメリットも考えたいと思っています。

あと、参加する都道府県が少ないと受験者が少なくなりますので、受験手数料が上がってしまうという問題があります。これは27年度については、今、どこがやってくれるかという意向を確認しておりますけれども、そこで参加する都道府県がふえてくれれば受験者もふえて受験手数料はおのずと下がっていくのですが、仮に1つの県のみということになりますと、受験手数料が上がるという問題があります。そこは、基本は実施する県に穴埋めをしていただいて、受験手数料を1回目並みに引き下げていただく必要があると思っていますけれども、それに対して、わずかではありますけれども、国庫補助を検討したいと思っています。

最後に政令市との関係ですけれども、今まだ具体的にはなっていないのかもしれませんが、そういう意向を少し持っていらっしゃるということですので、この通常国会に提出する法案においては、都道府県が2回目の試験をやらない場合には、政令市が都道府県にかわって地域限定保育士試験が実施できるように、そういう内容で措置をすることで、今、法律の条文を書いて法制局と相談している最中ですので。

以上でございます。

○八田座長 どうもありがとうございました。特に最後のところは非常に迅速に動いていただきまして、ありがとうございました。

御質問ですけれども、実技にかえて実習ないし講習をすると、これは特にどういう実技に関してですか。

○朝川課長 今、実技は3科目ありまして、読み聞かせとピアノを弾くのと絵画の3つのうち2つ選択していただくことになっています。それに合格すれば実技試験合格ということことです。

○八田座長 これを実習ないし講習というのは、県としては、例えば講習をする先生を用意するのが大変だということなのですか。

○朝川課長 そうですね。実習ですと保育所で実習になりますので、保育所は小さいので、1カ所で受け入れる人数が少ないので相当数の保育所、実習先を確保しなければいけないという問題があったり、実習か講習かというのは制度をつくらないと決まらないので、これは我々が決めないといけないのですけれども、講習の場合は、恐らく講習ができるのは養成校になりますので、養成校が4月の就職に間に合うようなスケジュールで実技試験にかかわる講習をやっていたところが見つからないという問題があると思います。

ちなみに、介護福祉士で似たような仕組みが既に導入されていて、介護福祉士は実技試験にかえて講習を選択できる、どちらでも選択できるという仕組みになっているのですけれども、そのときには受験申請をする段階で講習を受けていれば実技試験免除という仕組みになっているのですね。したがって、今年スケジュールに引き直すと、27年の7月とかの段階にもう講習が終わっていないとだめなのです。それを後追いでできるかどうかを検討したのですけれども、ちょっと難しそうだということなので、27年度は見送って、28年度からと。

○八田座長 28年度からは後追いでやると。

○朝川課長 それも我々がいろいろ制度の見直しをしなければいけませんので、今、絶対やりますとまでは言えませんが、やる方向で検討したいと思います。

○八田座長 これは養成校ではなくて、実際の保育所の経営者がどこか別の場所を借りてやるということではできないのですか。そちらのほうが実践的な気がするのですけれども。

○朝川課長 両立てで検討したいと思っていて、保育所での実習という道ができないかということもあわせて検討したいと思っています。しかし、介護福祉士の例でいくと、講習のほうの先例はあるのですけれども、現場のほうでの実習にかえてしまうという前例が今はありません。要するに、普通の試験を合格したというのと同じレベルを担保しなければいけないので、実習でそれがどこまでできるかというのはこれからよく検討したいと思います。

○八田座長 大学の附属小学校で教生の先生が教えるようなものですね。まだ教員免許を持っていないけれども、実際に正規の先生の監督のもとで授業をしますね。そのようなものですね。

○朝川課長 はい。

○八田座長 どうも養成校は余り協力しないのではないかと思うから、これは保育所に頼んだほうが道はあるのではないかという気がするのです。

○朝川課長 養成校もちゃんと準備期間を与えれば、別に自分にとって悪い話ではないので協力はしてくれると思うのですが。

○八田座長 しかし、完全に利益相反でしょう。養成校を出るか試験を受けるかなのだから、試験が容易になれば養成校にとって不利になりますね。だから、特定の養成校ではな

いかかもしれないけれども、養成校の団体としては、これに反対するのは当たり前だと思うのです。

○朝川課長 その論点はよく言われるのですけれども、利益相反だと言われるのですが、私が養成校の団体と接している限りにおいては、そのようには受けとめていなくて、同レベルの水準は要るのだけれども、別に試験が敵であるという見方は余りされていないので、養成校が試験ルートを邪魔しようという動きは余りないのではないかと思うのです。あるようだったら問題だと思うので、考えなければいけないと思いますけれども。

○八田座長 私が養成校だったら、邪魔するようなふりは絶対にしませんけれども。

それでは、ほかに御意見はございますか。

事務局もよろしいですか。

どうぞ。

○藤原次長 先ほどちょっとお話のあった地域限定保育士試験のやる気のある自治体ですね。いろいろ調査中というお話でしたが、我々ワーキンググループのほうでも聞いていましたら、神奈川に加えて大阪という話もあります。あと仙台なども我々の情報としてはあるのですけれども、ほかに何かお話を聞かれていますか。

○朝川課長 大阪は27年度についてはまだ判断されていなくて、だから、27年度は本当に神奈川だけになる可能性もあります。

○藤原次長 一時期すごく熱心にやりたいとおっしゃっていたのですが、余りそういう感じでもないのですか。

○朝川課長 27年度についてはですね。

○藤原次長 わかりました。

○八田座長 そうすると、今回のこととは離れますけれども、今度全国でやるというのは全都道府県で。

○朝川課長 そうではなくて。

○八田座長 希望するところはですね。もともとの経緯からいって、とにかく規制改革会議のほうで全国で2度やってくださいというのをお願いして、いろいろと理由があるからこれは無理だよということをおかれて、それで我々も相談を受けました。それでは自己負担でやる気があるところがあったらそこでやってもらいましょうということで、こういう特区における地域限定というのをつくった経緯がございます。それで、急に一点、急転直下、全国でできるようになったのはとてもいいことだと思うのですが、そこでがらっと変わった理由は何なのですか。

○朝川課長 最大のネックは、試験問題をつかって試験ができるかというところにポイントがあったわけです。特区試験をやるということになると、試験問題を用意するということですので、用意されると、これは全国の試験ができない理由が余りなくなるわけです。通常の試験ができない理由が、その障害が消えてしまうのですね。だからなのだと思います。

○八田座長 ということは、特区でつくったということが。

○朝川課長 そうなのです。これがものすごく前進をさせているのです。したがって、この特区制度はすごく意味があるものと我々は認識しているわけですがけれども、まず 27 年度に限定特区だけの試験をやるということにしています。

○八田座長 そうすると、平たく言えば、神奈川県がコスト面でのリスク負担をして、そこを引き受けたがために、ほかがリスクを負わなくなって全部できるようになったということですね。

○朝川課長 はい。

○八田座長 わかりました。

それでは、よろしいですか。

どうもありがとうございました。